

令和6年度 特定保健指導実施に当たってのお願い

令和6年2月

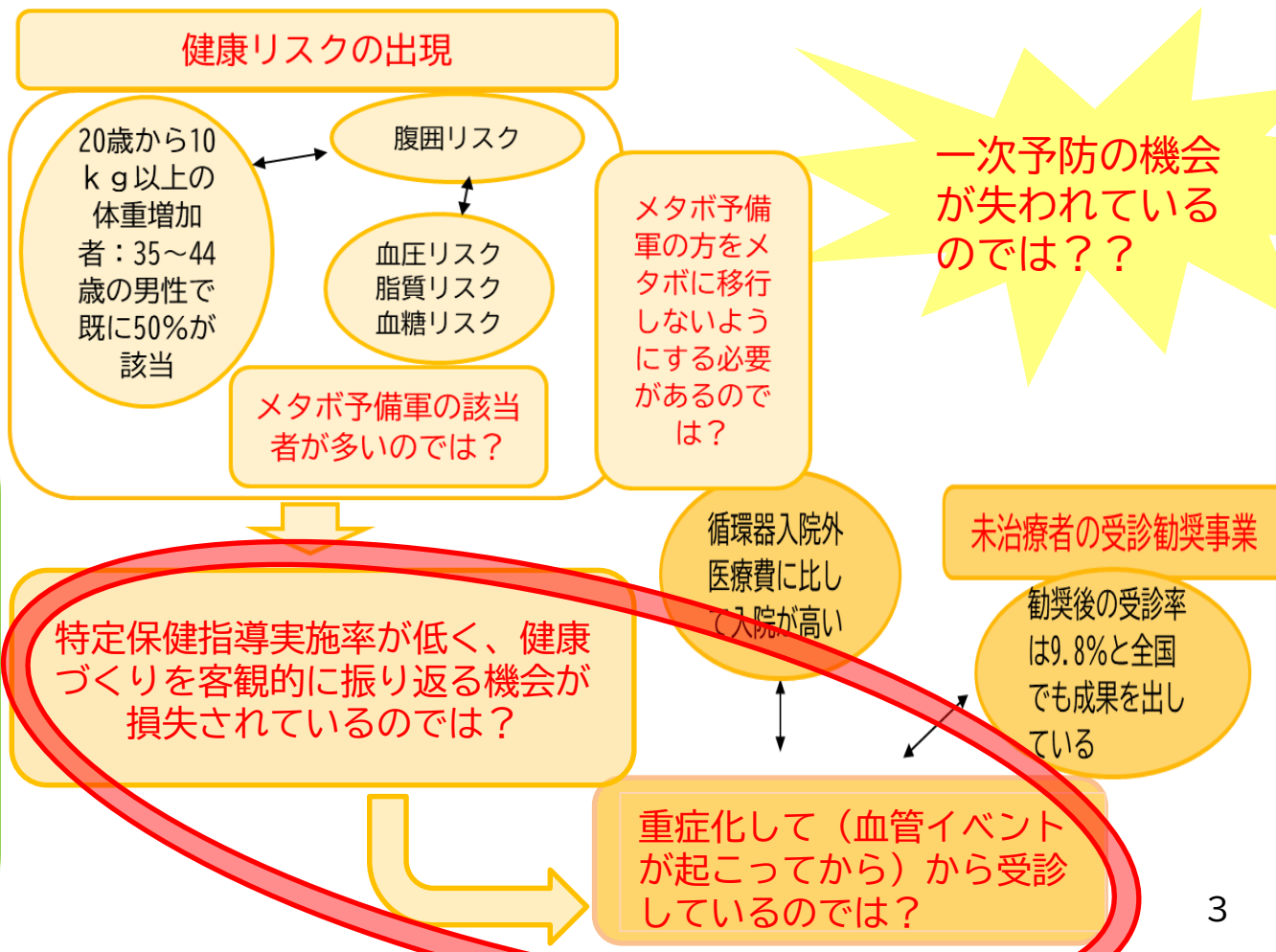
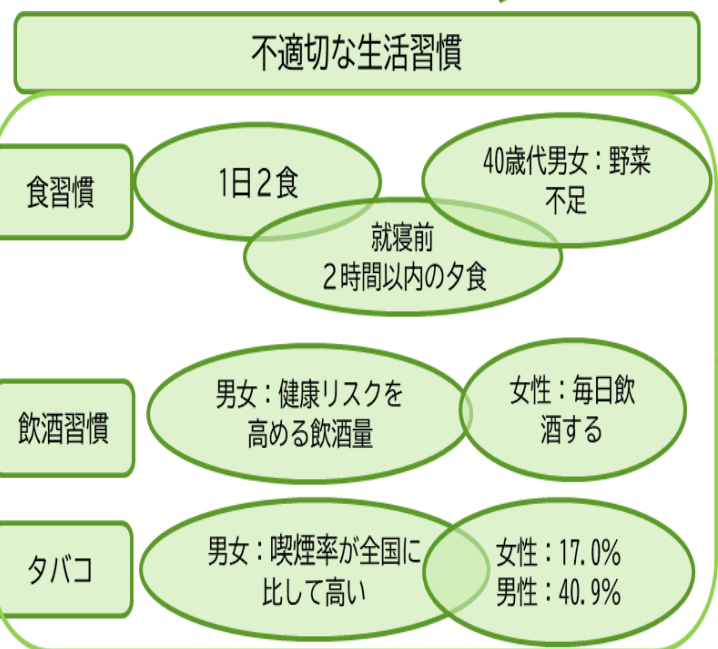
1. 特定健診・特定保健指導の一体的な推進について
2. 特定保健指導実施における資格および本人確認について
3. ステップアップ検査の運用の一部変更について

1. 特定健診・特定保健指導の一体的な推進について
2. 特定保健指導実施における資格および本人確認について
3. ステップアップ検査の運用の一部変更について

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的な実施の推進について

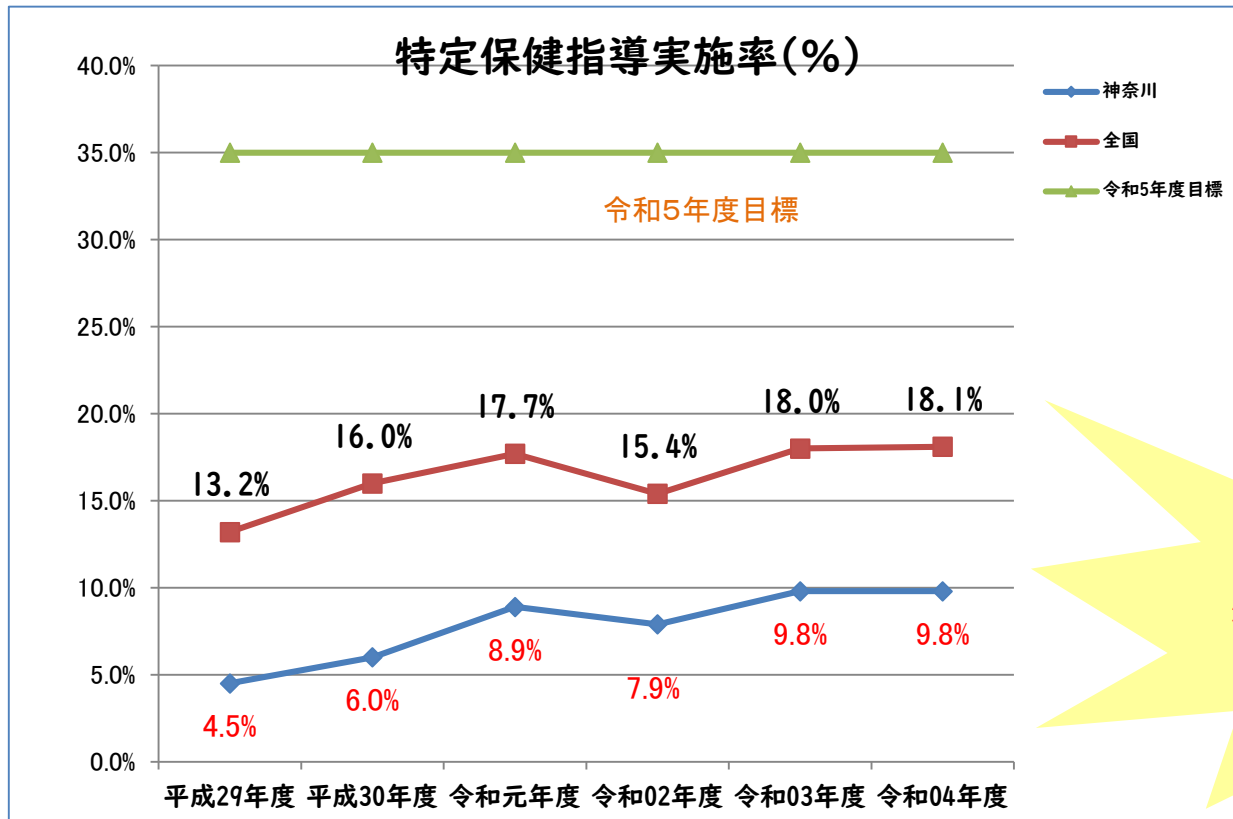
神奈川支部加入者の健康状態について

※第3期データヘルス計画から一部抜粋



1. 特定健診・特定保健指導の 一体的な実施の推進について

特定保健指導の実施率について



特定保健指導
実施率は年々
上昇していますが...

より一層
特定保健指導
の推進が必要

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的な実施の推進について

健診と保健指導の一体的な推進にご協力をお願いいたします！

健康リスクのある方に
健診結果を客観的に知る機会を！



① 初回面接は分割実施もOK！

<p>①階層化 【スクリーニング】 腹囲・BMI・血圧で 動機付け以上の方を 確定する</p>	<p>②初回1回目 【健康リスク説明】 初回2回目の了承を 得る</p>
--	---

③初回2回目
【追加リスク確認】
＝初回面接完了

※電話で実施可
※積極では継続支援
1回目として可

モチベーション高く
健康づくりを開始！

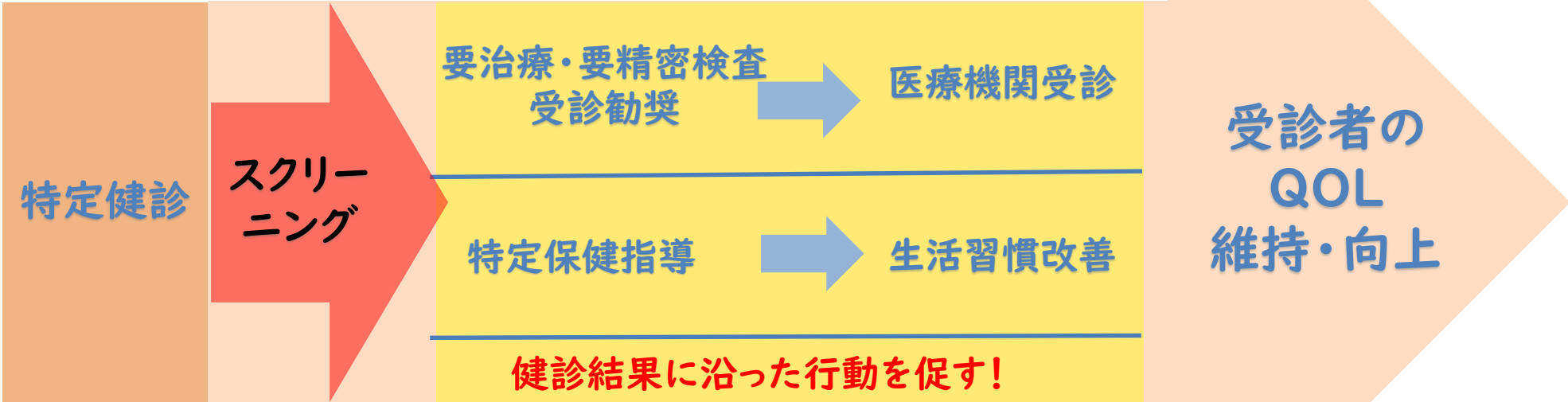
健康づくりの推進
と結果の出る保健
指導の実施

健康への高い関心
のまま面接

健診当日の初回面接分割実施
第4期より当日だけでなく1週間以内と期限の緩和

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的な実施の推進について

「健診だけ実施していれば良い」はもう古い!!



1. 特定健診・特定保健指導の 一体的な実施の推進について

特定保健指導実施

受診者の健康

健診機関の
イメージアップ

受診者の健康、QOLの維持と向上のため、
特定保健指導のより一層の推進にご理解
とご協力をお願いします。

1. 特定健診・特定保健指導の一体的な推進について
- 2. 特定保健指導実施における資格および本人確認について**
3. ステップアップ検査の運用の一部変更について

2. 特定保健指導実施における 資格および本人確認について

対面面接

- ・被保険者証による本人確認
- ・対象者に氏名をフルネームで名乗ってもらう等による本人確認



同姓同名の方への指導実施を避けるため、生年月日による確認もお願いします

遠隔面接

- ・被保険者であることの確認
- ・対象者に氏名及び生年月日による本人確認

面接に依らない実施

- ・被保険者であることの確認
- ・対象者に氏名及び生年月日による本人確認を口頭もしくは文書で行う



確認日時を記載した事跡を残すことが必須

対象者の資格確認において、協会への問い合わせは不要です

1. 特定健診・特定保健指導の一体的な推進について
2. 特定保健指導実施における資格および本人確認について
3. **ステップアップ検査の運用の一部変更について**

3. ステップアップ検査の運用の一部変更について

運用方法を2種類に変更します

【新しい運用方法】

✓対象：

自機関で初回面談を実施した方

✓変更点：

①対象者から協会への申し込みは不要

②協会から実施機関への結果票の送付を廃止

【従来の運用方法】

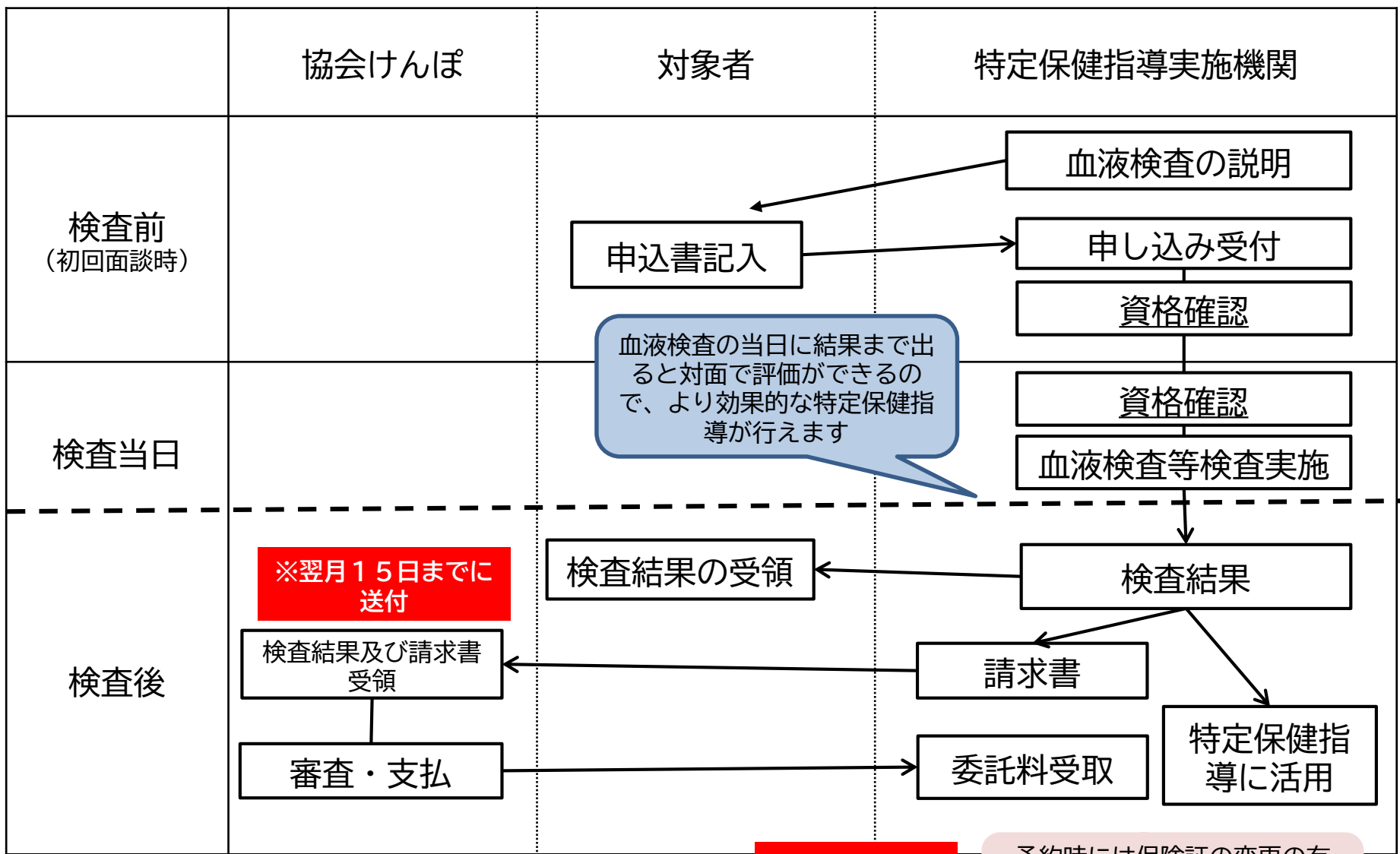
✓対象：

他機関で初回面談を実施した方

自機関で面談をしていなくてもステップアップ検査の実施は委託内容に含まれています

〈参考〉ステップアップ検査の事務フロー

自機関で初回面談を実施した方に対するの運用



資格確認に関するお願い

予約時には保険証の変更の有無、検査当日には保険証の現物確認をお願いします！

他機関で初回面談を実施した方に対するの運用

○検査前の流れについては、生活習慣病予防健診の予約の流れと同様です。
 ○これまでの運用と変わりなく、協会・対象者・検査実施機関の3者での事務フローになります。

